

菊地豊伊豆市長による小森勝彦への名誉毀損裁判 菊地市長は98%敗訴か

平成24年4月の伊豆市長選挙直前に配布されたビラ「市民生活に背を向けた、菊地市政の4年間を問う」の内容が名誉毀損にあたるとして、菊地市長が小森勝彦を訴えた裁判の判決が確定しました。

平成25年10月10日、判決公判の翌日の静岡新聞は「伊豆市長勝訴」と明らかな誤報記事を掲載しました。私は直ちに弁護士と相談の上、静岡新聞にその記事の訂正を求めたところ、2日後に「伊豆市長勝訴」の見出し文は取り消されました。

名誉毀損とは

不法行為としての名誉毀損とは、人の社会的評価を低下させる行為を言います。ただし、公共の利害に関する事実について(公共性)、目的が公共の利益を図ることにあり(公益性)、摘示した事実が真実である(真実性)場合は、名誉毀損は成立しません。

裁判の争点

菊地市長はビラ記載の5件の記事の内、1.「湯の国会館」指定管理者選定に疑問、2.「天城会館」の指定管理者への疑惑、3.旧天城湯ヶ島支所貸付に異議あり、の3件が菊地市長の社会的評価を低下させたとして、訴えたのです。

裁判所の判断

1. 「湯の国会館」指定管理者選定に疑問…… 不法行為を構成しない
2. 「天城会館」の指定管理者への疑惑…… 不法行為を構成しない
3. 旧天城湯ヶ島支所貸付に異議あり…… 不法行為を認める

「公募もせずに貸付」と私の記述に対し、「公募の程度が不十分で政治的な批判を受けるか否かは別で、公募がなかったとはいえない。」(判決)として、「この募集行為(市のホームページに1週間程掲載。伊豆日日新聞、広報伊豆にも掲載せず。)が公募に値しない」という私の主張は採用されませんでした。

判決内容

判決文の抜粋を参照してください。判決では、一部の社会的地位の低下を認めたものの、他の大部分は不法行為がなかったとしたのです。

誰が敗訴したのか?

民事訴訟法では61条、64条で、訴訟費用の敗者負担の原則等が定められています。

判決では**訴訟費用の「50分の49」を菊地市長**が、「50分の1」を小森勝彦が支払うように命じています。

訴訟費用の98%の支払いを命じられた**菊地市長のほぼ全面敗訴**ではないでしょうか。

菊地市長が小森勝彦を訴えた裁判についての 判決主文 (抜粋)

菊地豊氏が小森勝彦を名誉毀損で訴えた裁判の判決(抜粋)

平成25年10月9日 判決言渡

原告 菊地 豊
被告 小森 勝彦

主 文

- 被告は、原告に対し、10万円を支払え。
- 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は、これを50分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

事実及び事由

第1 原告の請求

- 被告は、原告に対し、300万円を支払え。
- 被告は、原告に対し、中日新聞及び静岡新聞の朝刊の社会面、伊豆日日新聞の第1面に別紙記載の謝罪文を、別紙2記載の大きさと1回掲載せよ。

第2 掲載省略

第3 当裁判所の判断

- 掲載略
- 掲載略
- 争点(3) (損害及び謝罪文掲載の要否について)

- (1) 本件選挙前に伊豆市民に配布された本件ビラにより、原告の社会的評価は低下したものと認められるものの、本件ビラの表題や各記載内容に照らすと、被告による本件ビラの作成配布行為が被告の政治活動の一環として公益目的に基づいて行われたことや、伊豆市長という本件ビラ配布当時の原告の社会的立場、さらに原告が現市長として立候補し再選されたこと等、本件に顕れた一切の事情を総合すると、原告が被った精神的苦痛に対する慰謝料は10万円と認めるのが相当である。そして、本件ビラの配布が公益目的に基づき行われたものである等の前判事の事情や、本件ビラの5つの題目中4つの題目に係る記載については不法行為を構成しないこと等、本件に顕れた一切の事情を総合すると、金銭賠償に加えて、被告に対し名誉回復するに適切な処分まで命じることが相当であるとは認められない。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は、被告に対して10万円の支払いを求める限度で理由があるから認容し、その余の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文の通り判決する。

静岡地方裁判所
裁判長裁判官 山崎まさよ